Searchlight 産別トップに聞く

全日本自治団体労働組合(自治労)

中央執行委員長 石上 千博氏

1. 組織について

一貴組織の概要について、お聞かせください。

【石上】自治労は、全国の県庁、市役所、町村役場などの地方自治体で働く職員によって結成された労働組合です。このほか、公社・事業団、自治体事業を受託している民間企業などで働く労働者も多数組織しています。単組数は2,569、組合員数は約74万人(2023年8月時点)です。

組合員における雇用形態の比率は、正規職員が約9割、非常勤職員や再雇用・再任用職員が3~4%台などとなっています。また、組合員における女性比率は46.8%です。加盟組合には病院や保育所も多く、そこで働く看護師や保育士の大半は女性のため、全体的に女性の比率は高くなっています。

一組織率はどのくらいでしょうか。

【石上】自治体の労働組合の組織率は63%です。 民間の加盟組合の組織率は公表していません。

2. 運動方針

一現在の運動方針について、その内容や背景を教 えてください。

【石上】2024~25年度の運動方針のメインスローガンは「声を力に、一歩前へ」です。このスローガンには、組合員一人ひとりの「声」を集め、それを組織の「力」に変え、日常的な組合活動を展開し、職場の課題を「一歩前へ」と進めていく

――そうした組合活動を積み重ね、運動を現状よりも前進させることをめざそう、という思いを込めています。

このスローガンの背景には、コロナ禍で運動自体が停滞してしまったことへの反省があります。それを取り戻すため、「単組の運動



自治労 中央執行委員長 石上 千博 氏

を再構築する」「自治体や地方自治のあり方を問い直す」ということが必要です。組合員が一体となって自治労全体の組織力量を底上げし、運動を強化していくことが必要と考えています。

また、近年コロナ禍の対応やマイナンバー制度 など、国が主導で進めた政策で現場(自治体)が 混乱するという事態もみられます。このような状 況には問題意識をもっており、あらためて自治体 や地方自治がどうあるべきかを問い直すというこ とが重要だと考えています。

一重点的な取り組みについてもお聞かせください。

【石上】重点課題として、①「日常的な組合活動の活性化と組織強化・拡大」、②「公共サービスの充実に向けた取り組み強化」、③「すべてに関わる政治、その必要性と取り組み強化」の3点を掲げています。

①は、あらためて「多くの組合員の思いを集め、

要求・交渉し、課題を解決する」という基本的活動の強化をめざすものです。賃金水準の底上げや会計年度任用職員の処遇改善など、多岐にわたる課題があるなか、職場実態や組合員からの意見をもとに要求を積み上げ、当局との交渉などの取り組みを強化することとしています。

②は、「すべての人が平等に恩恵を享受するための質の高い公共サービス」の実現に向けて、広く内外に強い発信をしていくために「公共サービスにもっと投資を!」キャンペーンの通年展開に向けた取り組みを強化しています。また、安心して暮らし続けられる地域や誇りを持って働き続けられる職場をつくりあげるために、地域のニーズを汲み取った質の高い公共サービスが実現できるよう、自治研(地方自治研究)活動をさらに展開していく予定です。

③については、住民の命と安全を守る公共サービス労働者、民主的な組織である労働組合として、人権や平和を守るための取り組みの必要性や意義を共有し、運動の強化へとつなげていくことが不可欠です。そのためにも、社会の問題を個人の視点に置き換えて共有するために学習などの機会を設けるほか、市民団体などと連携して政府・国会対応を強化することなどに取り組んでいます。また、自治労は先ほどお話したとおり地方公務員が多く、公共サービスの仕事は法令や条例で決まることが多いため、自分たちの労働条件や仕事はすべて政治とつながっています。その意味で、今年だけのポイントではなく、自治労が継続して掲げている本質的な課題といえます。

3. 国際公務労連(PSI)をつうじた運動

-2023 年 10 月に PSI の第 31 回世界大会がジュネーブで開かれました。この大会について、どのような印象をおもちでしょうか。

【石上】今回の世界大会では、「多重危機の世界において利益よりも人々を優先する」というスローガンが示されました。新自由主義的な流れの中で、公務労働の民間への委託は世界で広く起こっており、日本でもとくに現業職で民間委託が進んできました。あらためて公務労働を再構築していく闘いを世界で展開しよう、ということを確認した大会だったと思います。自治労も加盟している国際

公務労連加盟組合日本協議会 (PSI-JC) からは、 第21号決議案「韓国、香港、フィリピンおよび カンボジアの労働者との連帯」、第22号決議案「日 本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団 体交渉権を求める」、第35号決議案「ミャンマー で続く労働者のたたかいを支援する」の3つの決 議を提案し、すべて可決されました。

一自治労から発言・提案された決議について、詳細を教えてください。

【石上】まず、コスタリカの労働組合から提案された第7号決議「PSIにおけるLGBT+労働者の代表性」に対し、自治労の組織内調査でLGBT+の組合員がハラスメントを受けていることが明らかになったことを踏まえ、性的指向や性自認を理由に命や生活が脅かされ、権利が侵害されることを許してはならないこと、PSIがLGBT+を包摂する組織として取り組みを強化することを求め、賛成の立場で発言しました。

2点目は、ケア労働への社会的保護を求め、トルコの労働組合から提案された第 18 号決議「世界の家事労働者との連帯」について発言しました。世界的にみても高齢者介護などのケア労働は、"女性が家庭内で担うもの"という性別分業が続いてきた経緯から、今でもボランティア労働のように見なされ、賃金は抑制され働き手も不足しています。家事労働者を「労働者」と位置づけ、権利を保護することは、ケア労働者の労働条件の向上と人員確保につながるものであり、家事労働者の権利保障、社会的保護を強く求めました。

3点目は、PSI-JCの働きかけによりアジア太平洋地域として提案することになった第35号決議「ミャンマーで続く労働者のたたかいを支援する」を提案しました。自治労は20年以上にわたりミャンマーの民主化を求めて支援活動をしてきました。今の軍事独裁政権を断じて許すことはできず、ミャンマーの労働者が勝利し、民主主義が回復するその日まで、連帯して支援し続けることを約束するという内容を世界の仲間たちに呼びかけました。

4. 非正規労働者に関する取り組み

一貴組織の取り組みについてお聞かせください。

【石上】自治労は、非正規労働者の処遇改善や雇用安定を進めるため、当事者の声や思いを大切にしてきました。当事者が自ら活動する「臨時・非常勤等職員全国協議会」は自治体やその関連職場で働く会計年度任用職員・任期付職員・有期雇用職員等で構成し、全国に約35,000人の仲間がいます。

自治労ではこの間、年次有給休暇、夏季休暇、 結婚休暇、育児・介護休暇など休暇の制度化、「期 末手当」の支給などの取り組みを進め、処遇は一 歩前進しました。しかし、依然として正規職員と の均等・均衡からは程遠く、とりわけ短時間の会 計年度任用職員に「期末手当」以外の手当が支給 できないなど、法律上の制限がありました。自治 労は、すべての会計年度任用職員に「勤勉手当」 が可能となる、地方自治法改正に取り組み、会計 年度任用職員が中心となって「法改正を求める自 治労100万人署名」や議員会館での院内集会、衆 議院・参議院の総務委員会傍聴行動などに取り組 んだ結果、地方自治法の一部を改正する法律が成 立し、2024年4月1日に施行されます。

2020年4月、新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」制度がスタートしました。会計年度任用職員は、名前の通り1年ごとの任用です。この制度は、男性が正規職員、女性が非正規職員という前世代的な考え方が残った制度だと感じており、今のままでは会計年度任用職員のなり手がいなくなってしまうと思いますので、引き続き取り組みを強化していきたいと考えています。

一当事者の皆さんの行動が、成果につながったのですね。会計年度任用職員の方々をはじめ、非正規労働者の組織化はされていますか。

【石上】もちろん進めているのですが、どうしても取り組みが雇用期間に限定されてしまうこと、雇用を守る取り組みの難しさがあることも事実です。組織化は単組の力量による差も大きいため、単組の力を高めていくことが大切だと思っています。

5. ジェンダー平等

一貴組織の方針についてお聞かせください。

【石上】男女平等参画社会実現の重点課題として、 ①労働組合運動への女性の参画を拡大し、男女が ともに担う自治労運動を推進、②自治労産別の組 織運営体制における「クオータ制」導入に関する 議論の開始、③採用・登用・配置・昇任における 男女間格差など職場実態の点検、職場における両 立支援制度、ハラスメント対策等の整備による誰 もが働きやすい職場の実現の3点を掲げています。

①は、「機関会議をはじめ、集会等について、時間・場所・方法を工夫し、30%以上の女性の参加を目指す」ことや、「単組・県本部・本部の執行体制における女性の積極的な選出をはかり、30%以上の女性役員配置を目指す」としています。②は「本部役員割合を30%以上とする『クオータ制』の導入」、③は、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法などに基づいて対応を図ることや、ハラスメントの一掃に取り組むこととしています。

一組合役員の方のジェンダー比率はどのくらいですか。

【石上】自治労では、女性役員比率は約4割です。 女性比率を高めていくことは重要だと思う反面、 性別によらず、組合役員の働き方や仕組みを検討 しなければならないと思います。私は北海道出身 ですが、単身赴任が20年になりました。このよ うな働き方ができる人を探し続けるということは 難しくなってくると思うので、別の仕組みを考え ていくことが必要だと思います。ヨーロッパでは 労働組合系の組織のトップの多くは女性ですの で、海外からも学ぶ必要があると思います。

一日本でも連合で初の女性会長が誕生し、労働組合から発信されるジェンダー平等にも注目されるようになりました。これを一つのチャンスととらえて、可能なしくみを労組の側がつくらないといけないということですね。ジェンダー平等に関連して、課題と感じておられることはありますか。

【石上】ジェンダー平等について取り組みを進めてきましたが、課題と感じているのは、男女の賃金格差の問題です。2022年から、企業も自治体も男女の賃金格差の公表が義務付けられましたが、そこに格差があったとしても、管理職の登用の問題にすり替えられてしまうということが起こっています。本来は、管理職が少ないこと自体が格差である、ということから考えないといけないのですが、その視点での議論が不十分です。

これまで、組合員の間では男女の格差を縮めてきたので、役所でいえば係長くらいまではほぼ差はないと思います。しかし、管理職登用の格差の問題はあまり力を入れて取り組むことはできてきませんでした。あらためて、自治体が公表した賃金格差について、きちんと議論をしないといけないと思っています。

6. 政策制度要求

一取り組みのなかでとくに力を入れている点についてお聞かせください。

【石上】まず、大前提として「地方財政の確立」のために、予算案の確定に向けて取り組みをおこなっています。このほか、時々の法案に対する取り組みもおこないます。要請する省庁は、地方財政は総務省、医療・介護・保育などの社会保障関連は厚労省です。コロナのときに問題になったように、中央省庁で法律が作られますが、実際にそれをもとに動くのは市町村ですので、省庁としては現場(市町村)の意見を聞きたいという意向があり、要請も前向きに対応いただいていると感じています。

一いま注目されている政策はありますか。

【石上】地方自治法の改正です。この法案は、新型コロナ対応をめぐって調整が難航するなどの課題が明らかになったことから、国と地方の関係を見直すことを柱とするものです。大規模な災害や感染症のまん延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、個別の法律に規定がなくても、国が閣議決定を経て、自治体に必要な指示をおこなうことができるとする特例を設けるとされています。ちょうど、組織として対策をし

ているところです。

このように、国が主導して各自治体に同じことをさせるという仕組みは無駄が多いこともあります。たとえば、待機児童の問題を例にとると、全国的には子どもの数が減っていて、待機児童の問題が起きていない自治体の方が実は多いのです。 国が主導するのではなく、自治体自身が考えて柔軟に動けるようにするほうがいいこともたくさんあると思います。

そのためにも優秀な人材が必要ですが、公務員のなり手が減少し、民間が大幅に賃上げをおこなうなかで人材確保が難しくなってきています。公務員のなり手をどのように増やしていくことができるのか、いままでの常識から変えなければいけないと感じています。住民が一人でもいればそこには行政が必要ですので、仕事への誇りをもち、安心して働くことのできる環境を作っていきたいと思います。

一労働運動としても、また私たちがその町で公共 サービスを享受して暮らしていく上でも、今日 おうかがいしたような問題は大切だとあらた めて気付かされました。危機的な状況になって からではなく、普段から自治体の機能を維持で きるような仕組みを考えないといけないと思 いますし、そのように考えることが、暮らして いる地域をどう維持していくかということに 直結していくのだと思います。

経 歴

石上千博氏

1964年北海道生まれ。1983年富良野市役所に入庁。自 治労富良野市職労青年部長、自治労北海道上川ブロッ ク青年部書記長、自治労富良野市労連書記長、同委員長、 自治労北海道中央執行委員、自治労本部総合政治政策 局長、連合本部副事務局長などを経て、2023年9月よ り現職。

(インタビュー日時:2024年3月1日)